

一般国道437号大島大橋の通行規制解除について

大島大橋については、平成30年10月22日の外国船籍貨物船の衝突事故の復旧工事により、現在、車道及び歩道の通行規制を実施しています。

橋りょう本体の復旧工事は既に完了しており、現在、仮設送水管等の撤去作業中で、この工事が11日深夜で完了する見込みとなりました。

• これにより、12日の早朝から車道・歩道とも通行規制を解除することとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 路線名及び場所

一般国道437号大島大橋（大島郡周防大島町大字小松～柳井市神代）

2 通行規制の解除予定

（1）車道

令和元年7月12日（金） 5：00

※夜間片側交互通行規制（21時～翌朝5時）を解除します。

（2）歩道

令和元年7月12日（金） 7：00

※自転車片側交互通行規制（乗車不可）を解除します。

3 その他

○ 現場では、規制を伴わない作業（作業員による軽微な防護柵塗装、部分的な舗装等の復旧）が7月末まで継続します。

通行の際は、現場の交通誘導員の指示に従ってください。

○ 詳細については、山口県のホームページを参照してください。

[<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18200/2018gouu/201810270001.html>]